











一〇 印は、各種に掲げる環境要素が、影響要因の区分に掲げる各要素より影響を受けられるものであることを示す。ただし、※が付けられているものは、放射性物質の拡散流出又は集積による堆積物の懸浮が明らかに懸念がある場合を除く。

イ 道路事業

- (1) 護岸の構造が、地表式掘削式又は高上式であること。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 道路の種類の種類に即した建設機械を用いて工事を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路土を車両が走行すること。

ロ ダム事業

- (1) 新流入、堤体基礎掘削工、基礎掘削工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管渠用設備工等のダムの堤体の工事を行うこと。
- (2) ダムの流の材料となる原岩等採取する、原石の採取の工事を行うこと。
- (3) 骨材フリット、スクリット製流設備、運搬設備及び洪水処理設備等の施設設備並びに掘削工、工事用資材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する施設設備及び工事用道路の設置の工事を行うこと。
- (4) 既存の道路の機能を確保するために必要な道路を設置する道路の付替の工事を行うこと。
- (5) ダムの堤体、運搬等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水湖が存在すること。
- (6) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

ハ 堰事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰を設置する堰の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する護岸の工事を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びひんせうを行う掘削の工事を行うこと。
- (4) 堰、護岸等の施設及び洪水区域が存在すること。
- (5) 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。

ニ 湖沼水位調節施設建設事業

- (1) 盛土等を行い、堤防を設置する堤防の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、水門を設置する水門の工事を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びひんせうを行うひんせうの工事を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 放水路事業

ホ 放水路事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰や水門等を設置する、洪水を分流させる施設の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- (3) 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

ヘ 鉄道建設事業

- (1) 鉄道施設の構造が、地表式掘削式又は高上式であること。
- (2) 鉄道施設の構造の種類に即した建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

ト 風力発電所設置事業

- (1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
- (2) 建設機械の移動として、建築物、工作物等の設置工事、既設工作物の撤去又は廃棄を含む、を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (4) 地形改良及び施設の有存在として、地形改良等を実施し建設した風力発電所を含むこと。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改良等を含む。
- (5) 施設の稼働として、風力発電の運転を含むこと。

チ 火力発電所設置事業

- (1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
- (2) 建設機械の移動として、設備工事、運送工事、建築物、工作物等の設置工事、既設工作物の撤去又は廃棄を含む、を行うこと。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。
- (4) 地形改良及び施設の有存在として、地形改良等を実施し建設された火力設備、ガスタービン設備又は内燃機設備（二以上の単位を含む。）を含むこと。
- (5) 排水は、排水処理装置処理した後、共用水域に排水すること。
- (6) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層放水方式として表層又は水中に排水すること。
- (7) 機械等の稼働として、火力設備、ガスタービン設備又は内燃機設備（二以上の単位を含む。）の運転があること。
- (8) 資材等の搬出入として、定期点検時の発電用資材等の搬入、従来品の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出があること。
- (9) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

リ 太陽電池発電所設置事業

- (1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
- (2) 建設機械の移動として、建築物、工作物等の設置工事、既設工作物の撤去又は廃棄を含む、を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (4) 地形改良及び施設の有存在として、地形改良等を実施し建設された太陽電池発電所を含むこと。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改良等を含む。
- (5) 施設の稼働として、太陽電池発電の運転を含むこと。

又最終処分場設置事業

- (1) 最終処分の種類は「一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場である」と。
- (2) 立地の形式は陸上埋立であること。
- (3) 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附属設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を經由して行うこと。
- (4) 埋立てるべき廃棄物の貯留構造、地下水排水設備、進水工、雨水排水設備、保水水等集排水設備、浸出液処理設備、通気管その他の主要施設及び搬入管理設備、モノタリッジ設備、管理棟、管理道路、搬入道路、二次飛散防止設備、防災設備その他の附属設備を有すること。
- (5) 埋立てるべき廃棄物は、分解性有機物(メタンを除外)を除くこと。
- (6) 埋立てるべき廃棄物を道路を經由して搬入し、埋立供用許可期間満了を行うこと。

ル 公有水面埋立事業

- (1) 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- (2) 道路を經由し、又は船隻を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

ヲ 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地の公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となつて整備される施設の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車が行われること。

ヅ ショッピング施設建設事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となつて整備される施設の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車が行われること。

カ 工場事業場用地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びこれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。
- (4) 車両により、製品の運搬を行うこと。

ヨ 土石の採取事業

- (1) 土石の採取の方法は露土掘削とすること。
- (2) 準備工事として造成区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。
- (3) 土地又は工作物として土石の採取、保管、移転、搬出の他の作業に伴って発生する塵埃及び排水の処理並びに土石の採取の他の作業に伴って発生する予想される災害の防止のための護壁又は場所を有すること。
- (4) 車両により、土石の搬送を行うこと。

三 この表において粉じん等とは粉じん、ばいじん及び自動車の走行に伴って発生する粒状物質をいう。

四 この表において重要な地形及び地質は、「重要な種及び重要な群落」とはそれぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものを指すこと。

五 この表において反対光とは、太陽光線が反射し、住居等保全対策に到達する現象を指すこと。

六 この表において注目すべき生態地とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は希少な動物の生息地その他の利用に注目すべき生息地を指すこと。

七 この表において主要な眺望地点とは、不特定かつ多数の者が利用して、眺望資源を享受する場所を指すこと。

八 この表において主要な眺望地点とは、主要な眺望地点から眺望資源を眺望する場所の眺望される範囲を指すこと。

九 この表において主要な眺望地点とは、不特定かつ多数の者が利用して、眺望資源を享受する場所を指すこと。

十 この表において主要な眺望地点とは、主要な眺望地点から眺望資源を眺望する場所の眺望される範囲を指すこと。

十一 この表において注目すべき生態地とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は希少な動物の生息地その他の利用に注目すべき生息地を指すこと。

十二 この表において注目すべき生態地とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は希少な動物の生息地その他の利用に注目すべき生息地を指すこと。

十三 この表において注目すべき生態地とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は希少な動物の生息地その他の利用に注目すべき生息地を指すこと。

十四 この表において反対光とは、太陽光線が反射し、住居等保全対策に到達する現象を指すこと。